

労働おきなわ

2009 Autumn

No.107



**みんなで
グッジョブ運動**

事業主のみなさまへ
どんな支援を受けられるの?
職場環境を改善したい!
助成金を利用したい!

平成21年度

**雇用支援制度
活用相談会** 入場無料

第1部 各種支援制度についての説明
社会保険労務士の先生が、企業支援できる有効な助成金や融資制度の上手な活用法を教えます。
■新たに人を雇い入れたい場合
■社員に教育訓練を行いたい場合 約90分
■職場環境を改善したい場合など

第2部 相談会 約50~70分
各助成金や融資制度の内容から手続きまで、なんでもご相談ください。終了まで

本島

中部地区 10月19日(月) 受付 12:30 13:30~16:30 沖縄市民会館 中ホール	那霸・南部地区 10月27日(火) 受付 12:30 13:30~16:30 沖縄産業支援 センターホール	北部地区 11月5日(木) 受付 13:30 14:00~16:30 沖縄県北部合同庁舎 2階大会議室	宮古地区 10月29日(木) 受付 13:00 13:30~16:00 沖縄県宮古合同庁舎 2階講堂	八重山地区 10月30日(金) 受付 13:00 13:30~16:00 沖縄県八重山合同庁舎 2階大会議室
---	---	---	--	--

※新型インフルエンザ感染拡大予防へのご理解とご協力をお願いします。

主催/沖縄県、沖縄労働局、沖縄総合事務局、(独)雇用・能力開発機構沖縄センター、(社)沖縄雇用開発協会、(財)21世紀職業財団、(財)介護労働安定センター[順不同]
後援/(社)沖縄県経営者協会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会連合会、(社)沖縄県工業同友会、沖縄県中小企業家同友会、(財)雇用開発推進機構[順不同]

お問い合わせ/沖縄県観光商工部雇用労政課 TEL.098-866-2366

再生紙を利用しています。

沖縄県観光商工部雇用労政課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

◆ Relay Essay	
沖縄県キャリアセンター長 荷川取 隆	1
◆ 平成21年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況	2
◆ 平成21年度沖縄県労働大学講座及び勤労青少年の日	3
記念講演会が開催されました	
◆ 平成21年度仕事と生活の調和を考える講演会が開催されました	4
◆ INFORMATION	
「働きやすい職場づくりを目指して」～沖縄県ワーク・ライ	5
フ・バランス企業認証制度～	
事業所内保育施設設置・運営コース	6
DO! ポジティブ・アクション	7
ゆいワーク（財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター	8
就職支援センター（財）沖縄県労福協	9
沖縄県緊急ジョブトレーニング事業	10
おきなわ技能フェスティバル2009	11
ワーク・ライフ・バランス講演会のお知らせ	12
核世代再チャレンジ雇用支援事業	
中退共からのお知らせ	13
◆ 労働相談～団体交渉と不当労働行為について～	14
◆ 労働委員会だより～個別労働関係紛争あっせん制度について～	15
◆ 沖縄県労働経済指標	16



【表紙の写真】

平成21年7月10日(金)、コンベンションセンターにて、「みんなでグッジョブ運動推進大会2009」が開催されました。大会には延べ500余名が参加し、大盛況の中幕を閉じました。



新規学卒者の早期離職について

沖縄県キャリアセンター長 荷川取 隆

本県では新規学卒で就職した者のうち、高卒の45.0%、大卒の40.4%が就職2年以内で離職しており、このことが若年者の失業率を押し上げる要因ともなっています。（平成17年卒 厚生厚生労働省若年者雇用対策室資料より）

若年者の早期離職率の増加問題は全国的な傾向ですが、本県の早期離職率は全国平均に比べて高校卒で11.4ポイント、大学卒で8.1ポイントも高くなっています。（平成17年卒業者の1年目の離職率）

さらなるキャリアアップを目指し、よりよい労働環境を求めての移転など、しっかりと目的意識を持った転職はメリットも多く企業にとっても評価される面が多いと思われます。しかし、新規学卒者が1年や2年で早期に離職した場合、必要なキャリアの蓄積ができないばかりでなく、再就職では早期離職の理由や仕事に対する姿勢を問われることとなり、退職後の再就職に向けて大きなハンディとなります。

内閣府の『企業のあり方に関する調査』（2006年）によると、中途採用の際に企業が重視するものとして、「専門的な技術・知識」「接客など顧客対応能力」などが上位となっており、これらの能力は1年、2年で身につくものではありません。

さらに、早期離職は企業側にとって、採用・育成にかかる労力や財政負担が増加し、生産性の低下、他の社員に対する悪影響など、大きな損失となることは当然です。

早期離職の要因として「就職前」と「就職後」のミスマッチが指摘されます。就職前のミスマッチについては、就業意識の問題や就活時の意欲、姿勢が問われることとなります。早い段階から興味のある業界や企業を見つけて、確かな企業情報の収集や企業訪問等、決定するプロセスをしっかりと行うことが重要であり、就職していくなり「こんなはずではなかった」ということがないよう取り組むことが必要です。

就職後のミスマッチを解消して、早期離職を防ぐためには、採用した企業側にも大きな責任があり、様々な努力や取り組みが求められます。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査（2007年）によると、主な離職理由は、給与に不満（26.6%）、会社の将来性、安定性に期待が持てない（22.6%）、労働時間が長い（21.8%）等となっています。

給与等については当然周知して就職することであり、給与に不満というのは、思った以上に仕事がきつくて、労働時間が長い（残業等）等、現実の労働対価としての給与や待遇に対する不満となって現れていると考えられます。

県内企業はほとんどが中小零細企業で従業員も少ないため、新規学卒者を採用しても、社内での研修制度や、スキルを獲得するための十分な指導期間や体制が無く、いきなり即戦力として期待したり、実績を求めたりすることが就職前の認識と現実の厳しさのギャップを増幅している可能性があります。

企業は「人」なりともいわれます。せっかく獲得した人材がすぐに退職するがないよう、企業には育てる責任があり、努力と工夫が必要です。

企業の理念や成長目標、戦略を明確に持ち、入社した若い社員に対してもしっかりと目標とキャリアパスを意識できるような企業であれば、厳しい環境を乗り越え、会社の将来性や安定性に対する不安を払拭して、成長に向けて頑張っていけるのではないかでしょうか。

最近は、国もメンター制度の普及等を目指し早期離職防止に向けて取り組んでおりますが、企業内での先輩や上司の支援だけではなく、企業外の第三者による支援も必要となっているように思います。

これまで新規学卒者の就職に向けては、キャリアセンターの支援機関も設置され、教育機関の努力などによって内定率の改善に一定の効果も出ておりますが、今後はせっかく就職した新規学卒者の早期離職を防止するため、教育機関、行政、企業が連携して取り組んでいく必要があります。

平成21年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

平均妥結額 3,129円 平均賃上げ率 1.32%

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成21年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況の結果をまとめた。
- この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業172社を対象に、6月30日時点での要求妥結状況を集計したものである。
- ◇ 今回の調査では、138社から回答が得られ、要求・交渉のあった96社のうち、妥結に至った企業は77社で、妥結率は80.2%となっている。
- ◇ 平均妥結額は、3,129円、賃上げ率は1.32%となっており、前年(3,783円、1.57%)と比べ、額で654円減、率で0.25ポイント下回った。
- さらに、妥結企業数を時期別にみると、3月まで13社(前年17社)、4月29社(同34社)、5月11社(同15社)、6月24社(同21社)となっている。
- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(4,321円)」、「金融・保険業、不動産業3,877円)」、「複合サービス業、サービス業(3,585円)」、などの順になっている。
- 逆に低い産業は、「建設業(1,802円)」、「宿泊業、飲食サービス業(2,208円)」、「運輸業、郵便業(2,423円)」などの順になっている。

平成21年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

(平成21年6月30日現在)

産業区分	事項	企業規模1000人未満				
		集計対象企業数 社	妥結前平均賃金 円	要求額 円	妥結額 円	賃上げ率 %
全産業計		77	236,507	7,817	3,129	1.32
製造業計		15	241,429	7,640	3,478	1.44
食料品・たばこ		8	246,741	6,700	3,257	1.32
化 学		3	226,701	10,372	4,074	1.80
石 油・石炭製品		1×	×	×	×	
窯業・土石製品		1×	×	×	×	
鐵 鋼		1×	×	×	×	
金 属 製 品		1×	×	×	×	
建 設 業		5	219,782	3,661	1,802	0.82
電気・ガス・熱供給・水道業		4	228,415	6,849	3,324	1.46
情 報 通 信 業		7	293,490	7,714	4,321	1.47
運 輸 業・郵便業		21	229,020	9,394	2,423	1.06
卸 売・小売業		15	229,241	5,745	3,516	1.53
金融・保険業、不動産業		4	204,257	10,258	3,877	1.90
宿泊業、飲食サービス業		2	201,134	2,708	2,208	1.10
教 育・学習支援業、医療		2	285,528	18,500	2,746	0.96
複合サービス業、サービス業		2	242,107	10,350	3,585	1.48

1 数値は単純平均である。

2 ×印は企業数が少ないので公表を差し控えるもの。

沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会が開催されました!

疲れていませんか？あなたの脳～心のメタボ解消法～

働く人々が心身を健全に保ち、生き活きと働き続けることができるよう、労働者の福祉の向上を図り、より良い職場環境づくりを目的として、労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会が開催されました。

今回は、医学博士の横倉恒雄氏をお招きして「疲れていませんか？あなたの脳～心のメタボ解消法！～」というテーマでご講演いただきました。

横倉先生は、1990年に東京都済生会中央病院産婦人科で日本初の「健康外来」を開設し、現在は横倉クリニックの院長として、脳をターゲットとした五感療法、特に快食療法を基本とした指導を実施しております。

講演の内容は以下のとおりです。

現代社会に存在する多くのストレスは、最初に五感の感覚器で感じ、脳の大脳皮質と間脳に伝えます。そして、間脳に中枢がある自律神経が最初に反応して交感神経が緊張します。その結果、血圧が上昇し動悸がおこり、呼吸が浅く、早くなり、また血糖値が上昇し、消化管の活動が抑制されるなどの症状が出現します。この時期がストレスに対する警告反応期です。

ストレスが大きかったり、過剰だったり、長期間に及ぶと、ストレスからの防衛として「休む」「眠る」「食べる」などのエネルギーを補給をしようとするので、過食・偏食・飲食などの行動が増えます。その結果、肥満・メタボリック症候群・生活習慣病・肩こり・自律神経失調・うつ状態など様々な症状が現れるということでした。この状態を疲弊脳（脳疲労）と呼ぶそうです。

脳疲労に効果的な治療法として、横倉クリニックの健康外来で行っている五感療法について、ご

快食療法とは…

お腹が空いたら食べる
好きなものだけを食べる
食べたいものだけを食べる
美味しい食べる
楽しく食べる
心行くまで食べる
食べたことに罪悪感を持たない



日 時：平成21年7月14日(火)
13:30～15:30
場 所：沖縄都ホテル 虹雲の間
参 加 者：約200名

自身の体験やクリニックでの臨床成績も交えながら解説されました。

視覚、聴覚、味覚、触覚、臭覚といった感覚器はすべて脳とつながっているため、脳を元気にするためには、五感の機能を回復することが効果的です。

過剰なストレスから身を守るために鈍くなってしまった五感を心地よく刺激することで、五感の機能を回復させることができ、それによって五感から脳へ自然にアプローチすることになり、脳の機能を回復させることができます。

五感療法の中で最も取り組みやすい快食療法について詳しく解説していただきました。

快食療法は一見、従来型の健康指導法とはまったく相反するようですが、快食療法の基本は日本人が生活中で過去何千年と生きるために自然に習慣付けられた、ごく当たり前の食事だそうです。

人類はさまざまな環境の変化に順応し、進化を遂げて生き延びてきました。生命力が強く、健康になる能力が自然に備わっていたにもかかわらず、現代社会では健康づくりをしなければ、健康になれない状態になってきています。この現象は人類史上未だ経験したことがない進化から退化に移行しているのではないか。

最後に、沖縄で快食療法を実際に体験している方の体験談の発表がありました。体重だけでなく、精神面でも変化があったこと等の報告に会場は温かい笑いと拍手であふれ、講演を終えました。



平成21年度「仕事と生活の調和を考える講演会」が開催されました

去る9月8日(火)、沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザにて、仕事と生活の調和を考える講演会(主催・沖縄県、(財)21世紀職業財団沖縄事務所)が開催されました。東レ経営研究所代表取締役社長の佐々木常夫氏をお招きし、「今こそ、経営戦略としてワークライフバランスを!」と題してご講演いただきました。講演会には県内各地から約300名の参加者が集まり、盛大に執り行われました。

1.ご自身の家庭環境について

佐々木氏の長男は生まれつき自閉症で、問題がある度、学校から呼び出され、いじめにもあっていましたが、ずっとそばでサポートしなければなりませんでした。また、妻は肝臓病がもとで入退院を繰り返すうちに、うつ病を併発し、何度か自殺未遂まで引き起こしてしまいました。

佐々木氏は長い間、家族のことは会社に内密にしてきましたが、妻が最初の自殺未遂をした時、万が一のことを考え、会社の周りの人達に家庭の深刻さを話しました。そのことで、周りの人達は佐々木氏の行動を理解し、応援してくれるようになり、プラスの面はあってもマイナスの面は殆どなかったと語っていました。

佐々木氏は妻が入退院を繰り返す中、3人の子供を抱えながら、仕事も家事も計画的戦略的に行なう心掛けてきました。平日は5時半に起床し、朝食と弁当を作り、仕事は18時で切り上げ、土曜日は病院へ妻を見舞い、日曜日には1週間分の家事を行いながら、この苦境を乗り切ってきました。

2.タイムマネジメント

佐々木氏は家族の為に自分の時間を費やしていましたが、誰もが自分の時間を求めており、それができない最大の障害は、長時間労働と非効率労働だと説きます。「タイムマネジメントで最も大事なことは、優先順位は何かということを正しく掴むことです。戦略的計画立案は仕事を半減させま



3.ワークライフバランスについて

佐々木氏は、ワークライフバランスには3つの効果があると言います。①社員が頑張る気持ちになることです。6時に退社して自分の好きなことをやれば頭もフレッシュになりアイディアも出てきます。②時間に制約のある社員は、最短コースで仕事を考へるので生産性が向上します。③こういう会社は評判がよくなり、有能な人材の確保につながります。「実際に8時間仕事をする人より、12時間仕事をする人の方が勝ちますが、ただ、8時間の人が勝つためには、12時間の人より脳細胞をより多く使い、どうすればより早く良い結果を出せるかを考えればいいのです。」と語ってくれました。

佐々木氏の話は、ワークライフバランスが個人も会社とともに成長することができる経営戦略の一つであること等、これから仕事を進めていく上で、参考になるポイントが盛り沢山の講演でした。



県内企業の皆様へ 「働きやすい職場づくりを目指して」 ～沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度～

○ワーク・ライフ・バランスとは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。

○ワークライフバランス推進のメリット

- ①優秀な人材の確保－仕事も生活も両方充実させたいと考える人達が増えており、両立支援の取組みは人材確保のための大きなアピールになります。
- ②社員のやる気を引き出し、生産性アップ－仕事以外の活動が充実することで心身がリフレッシュされ、また身についた経験等が仕事に生かされます。
- ③業務の見直し・効率化－残業を減らし休暇を取得しやすくするため、業務の進め方や人事管理を工夫するきっかけとなります。

○沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度とは

社員の仕事と私生活の調和を支援する企業をワークライフバランス企業として認証・登録する制度です。

○認証の要件

- ①沖縄県内の本社または事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人であること
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、沖縄労働局に届け出ていること
- ③ワーク・ライフ・バランス実現のための制度・実績があり、法を上回る労働条件等の整備を行っていること。

○認証のメリット

- ①認証された企業には認証書が交付されます。
- ②企業の概要やワーク・ライフ・バランスの取り組みの内容、また企業としてPRしたい事項を県のホームページ上に掲載します。
- ③県が発行する広報誌やパンフレットなどに掲載されます。

!!認証企業を紹介します!!

- ☆医療法人／信和会沖縄第一病院 ☆（株）サン食品 ☆（株）沖縄イグート
- ☆（株）沖縄富士通システムエンジニアリング ☆（株）社会福祉法人まつみ福祉会
- ☆（株）琉球新報社 ☆（株）ざまみダンボール ☆（株）タイムス住宅新聞社
- ☆琉球ジャスコ（株）☆NECソフト沖縄（株）☆（株）かりゆし ☆アクシズ（株）

◇お問い合わせ・お申込み先・・沖縄県雇用労政課労政福祉班
(電話：098-866-2366)

事業所内保育施設設置・運営コース

労働者のために、事業所内に保育施設を設置、運営増築又は保育遊具等を購入した場合に支給。

事業所内保育施設とは

事業主(事業主団体)が、原則として雇用する労働者のために事業所内(近接地、通勤経路も可)に保育施設を設け、継続した運営が見込まれるもの。い。

- ① 施設の規模は、乳幼児の定員が10人以上であり、1人当たりの面積が7m²以上のもの。
- ② 児童福祉施設最低基準に沿って、適切な保育を行うことが必要。(児童福祉法の認可外保育施設に該当するので、県の保育行政指導の対象)
- ③ その他、保育士の数や施設の利用条件等要件あり。

受給できる事業主

以下、すべてをみたす事業主

1. 事業所内保育施設について、計画を作成し、沖縄労働局長の認定を受けていること。
2. 認定をうけた計画に基づき、保育施設を設置・運営すること。
3. 育児・介護休業法に基づく育児休業及び育児の勤務時間短縮等の措置を規定していること。
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出しており、かつ当該行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じている事が必要です。

受給できる額

助成率は中小企業3分の2、大企業は2分の1(1年目から5年目まで)

中小企業3分の1、大企業3分の1(6年目から10年目まで)

1事業主1施設に限り支給。限度額は施設の規模、運営形態により設定

	助成率等	助成限度額
設置費		2,300万円限度
運営費(人件費) (1年目～5年目まで)	中小企業3分の2 大企業2分の1	通常型 規模に応じ最高699万6千円限度 時間延長型 規模に応じ最高951万6千円限度 深夜延長型 規模に応じ最高1,014万6千円限度 体調不調児対応型 上記それぞれの型の運営にかかる限度額+165万円限度
増築費	2分の1	(1)既存の施設について一定の用件を満たす増築に要した費用の2分の1増築費、1,150万円限度 (2)建替え費用(一定の割合を乗じて得た額の2分の1)2,300万円限度
保育遊具等購入費		自己負担金10万円を控除した額40万円限度(一品の単価が原則として1万以上、総経費20万円以上のもの)。受給は5年間に1回に限る。

	助成率等	助成限度額
運営費(人件費) (6年目～10年目まで)	中小企業3分の1 大企業3分の1	通常型 規模に応じ最高466万4千円限度 時間延長型 規模に応じ最高634万4千円限度 深夜延長型 規模に応じ最高676万4千円限度 体調不調児対応型 上記それぞれの型の運営にかかる限度額+110万円限度
増築費	2分の1	(1)既存の施設について一定の用件を満たす増築に要した費用の2分の1増築費、1,150万円限度 (2)建替え費用(一定の割合を乗じて得た額の2分の1)2,300万円限度
保育遊具等購入費		自己負担金10万円を控除した額40万円限度(一品の単価が原則として1万以上、総経費20万円以上のもの)。受給は5年間に1回に限る。

※詳しくは、沖縄労働局雇用均等室(098-868-4380)へお問い合わせください。

Do! ポジティブ・アクション

「女性に活躍して
もらいたい」

「女性に新しい仕事
をしてもらいたい」

「女性に継続して
働いてもらいたい」

…と考えていらっしゃいませんか?

人材の能力がフルに発揮されれば、企業にとって大きなプラスになります!

ポジティブ・アクションとは?

個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・ 営業職に女性はほとんど配置されていない
- ・ 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じていることが多く、このような差は、男女雇用機会均等法上の性差別を禁止した規定を遵守するだけでは解消できません。

ポジティブ・アクションとは、このような差の解消を目指して、女性の能力発揮を図るために、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことであり、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保するために望ましいものです。なお、この取組には「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」と「男女両方を対象とする取組」があります。

※男女雇用機会均等法第8条において過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は法に違反しない旨明記されています。

☆ ポジティブ・アクションの具体的な進め方は?



☆ 厚生労働省では、現状分析と問題点発見のために**ベンチマーク事業**を行っています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku04/>

☆ 厚生労働省では、ポジティブ・アクションで他の模範となるような取組を推進している企業を**均等・両立推進企業**として表彰しています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>

又は沖縄労働局雇用均等室(098-868-4380)へお問合せください。



小さな負担で大きな福利！
事業主・勤労者により充実した生活をサポート
ゆいワーク
財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター



加入できる方：沖縄市・北谷町・うるま市内の事業所で働いている方（事業主を含む）

沖縄市・北谷町・うるま市内に住んでいて他市町村にある事業所で働いている方
ただし、週20時間以下勤務の方、退職予定の方、6ヶ月以内に離職予定の方等、一部加入できない場合があります。

月々1,000円のご負担で これだけの給付と福利厚生

【人気事業 ① お祝金・見舞金給付】

- ▶結婚祝 ▶出産祝 ▶還暦祝 ▶お子様の入学祝
- ▶勤続祝 ▶沖縄独特のトーカチ・カジマヤー祝金等
- ▶死亡弔慰金(会員、1親等まで)
34種のお祝金やお見舞金を給付

【人気事業 ③ 余暇活動助成】

- 映画鑑賞券
大好評！4枚1組3,500円(年2回販売)
- 観覧・観劇補助
コンサート等のチケット料金の20%を助成(年1回)
- 宿泊旅行補助
宿泊旅行をした時、会員2,000円、家族1,000円を助成(年1回)
- チケット斡旋販売
コンサートやイベントのチケットを割安で販売。
- 他に、会員親睦ボウリング大会、ゴルフ大会、日帰りバスツアー等会員やご家族がお気軽に参加できるイベントも行っています。

【事業主のメリット】

- ①お得な税制面…事業所が負担した会費は、損金または必要経費として計上することができます
- ②福利厚生にかかる人件費や労力の節減
- ③定期健診の補助を受けることができます
- ④福利厚生制度を簡単に整備

*ゆいワーク（財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンターは、厚生労働省の「中小企業勤労者福祉推進事業」に基づき、中小企業で働く方への福利厚生を目的に、平成13年4月に国（厚生労働省）・沖縄県・沖縄市・北谷町の補助を受けて設立されました。平成21年4月にうるま市加入。

平成21年現在 国・沖縄市・北谷町・うるま市の補助を受けて運営されています。

詳しい説明をご希望の方・入会お申込みの方は こちらまで



財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター

098-929-4001

<http://www.yuiwaku-oki.jp>

〒904-0014 沖縄市仲宗根町35番8号

(財)沖縄県労福協

就職支援センター那覇・南部/中部

子育てサポート

就職・就労継続サポート

介護サポート

子育てや介護、そのほか生活の色々な困りごとがあって、なかなか就職できない、仕事が続かない…。そんな時は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

お子様のいる方は、無料でお預かりします！

《各種講座のご案内》

①就職基礎力アップセミナー

*就職力向上のための5日間の講座です。
※その後、最長3ヶ月間、就職活動のバックアップをします。

②就職コーディネーター養成講座

*就職支援のコーディネーターを養成します。

③子育てサポート養成講座

*子育て支援のサポートを養成します。
2~3日程度の講座です。

④介護サポート養成講座

*介護支援のサポートを養成します。
2~3日程度の講座です。

⑤ホームヘルパー2級講座

*介護支援の専門家を養成します。
1ヶ月半程度の講座です。

☆実施時期、場所、申込方法については、センターへお問い合わせください。

『主な事業内容』は…

①子育て支援

子育て世帯、特にひとり親世帯など、子育てが大変で就職活動や就職継続に困っているみなさんに対して、各地域に密着した子育て支援NPOと連携し、子育て支援を行います。

②介護支援

要介護高齢者や障害児（者）を抱えて、就職活動や就職継続に困っているみなさんに対して、各地域に密着した介護支援NPOと連携し、介護支援を行います。

③就職支援

就職基礎力アップ講座とそれに続く3か月にわたる就職活動バックアップや、インターンシップ、合同企業説明会の実施等により、就職活動を支援します。

*沖縄県の雇用再生特別事業基金を活用した事業で、相談無料、お子様連れ歓迎、来所者用駐車場完備ですのぞお気軽にごください。

■■■住所およびお問い合わせ先■■■

〈就職支援センター 那覇・南部〉

那覇市上間294 フラツツうえま1F

TEL 098-987-0933

FAX 098-987-0544

〈就職支援センター 中部〉

沖縄市諸見里3-7-1 (3F)

TEL 098-982-2033

FAX 098-894-5543

●開所時間：月～金曜日／午前9時～午後5時半

『沖縄県緊急ジョブトレーニング事業』（沖縄県委託事業）
協力事業所及び訓練生募集！

ジョブトレーニングとは？

雇止め等で失業した求職者を対象に、事業所の作業環境に適応させることを目的として、協力事業所において行う短期間（最長3ヶ月）の職場訓練です。

【協力事業所の対象用件】

- ①訓練を行う為の設備に余裕があること
- ②訓練指導員として適當な従業員がいること
- ③県内の事業所において訓練を行うこと
- ④作業内容が訓練生に適していること ほか



【訓練委託料】（訓練生1人あたり）

1,000円×訓練日数（1ヶ月21日を限度） ※訓練修了後にまとめて支給します。

【訓練生の対象用件】

現在、雇用保険の給付を受けていない方で、次のいずれかに該当すること

- ①雇止め等で失業した県内在住の者
- ②県内在住で30歳以上44歳以下で、未経験職種又は業務の訓練希望者

【訓練手当】（訓練生1人あたり）

6,000円×訓練日数（1ヶ月21日を限度） ※月単位で翌月の10日に支給します。

----お問い合わせ先----

(財)雇用開発推進機構(エンパクト)

TEL:098-859-6140 FAX:098-859-6220

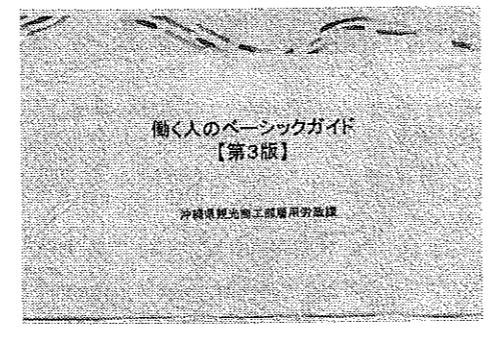
URL:<http://www.empact.or.jp>（申込書をダウンロードできます）

「働く人のベーシックガイド【第3版】」を

作成しました・・・

労働法制の基礎、社会保険、女性の保護規定、税金など働くうえで知っておきたい知識をQ&A方式で簡潔にまとめてあります。業務の合間に各職場で学習会など開いてみてはいかがでしょうか？

ご希望があれば郵送致しますので、沖縄県雇用労政課労政福祉班(866-2366)までご連絡ください。



おきなわ技能フェスティバル2009

おきなわ技能フェスティバルは、技能労働者の技能の向上と技能に対する社会一般の認識を深め、本県の経済産業、観光振興並びに技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催する「職人」による技能イベントです。

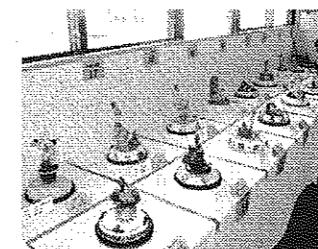
とき 平成21年10月18日（日） 10:30～16:00

ところ 那覇地域職業訓練センター（那覇市西3-14-1）

★第23回 沖縄県調理技能競技大会★

技能労働者の有する熟練技能を的確に評価し、目標を与えることにより技能者の技能及び社会的評価の向上を図る。

- 競技部門：日本料理部門「会席の部」、西洋料理部門「コースの部」、氷彫刻部門、洋菓子部門
- 氷彫刻の実演
- ものづくりふれあい体験コーナー（西洋料理や日本料理など7品の料理が体験できる！）
- プロの味試食コーナー（プロの料理人が作る本格料理が無料で試食できる！）

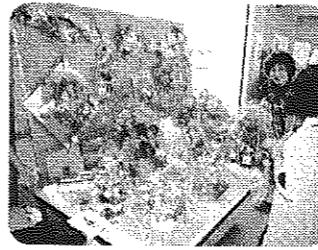


★平成21年度 技能展★

技能士会及び職業能力開発施設の活動紹介、作品の展示、即売及びものづくり無料体験を実施する。

- 展示：フラワーアレンジメント、名古屋帯など
- 即 売：婦人子供服、かりゆしウェア、置製品など
- 実 演：ワイヤロープ挿し、糸ノコ作業など
- 紹 介：技能検定制度、職業訓練施設等
- ものづくり無料体験コーナー（技能士さんと工作しよう！）

お手玉、ネームプレート、インドアプラント、コサージ、キーホルダー、オリジナルぶんちん
しっくい玉、ミニ六角形置づくりなど



主 催 沖縄県職業能力開発協会、(社)沖縄県技能士会連合会、(社)沖縄県調理師会
(社)沖縄県洋菓子協会、沖縄県飲食業生活衛生同業組合

（事務局）沖縄県職業能力開発協会 那覇市西3-14-1 (TEL 098-862-4278)

ワーク・ライフ・バランス講演会のお知らせ

日 時 平成21年11月4日(水) 13:30~16:00
 会 場 沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ 彩海の間
 入場料 無料! どなたでも参加できます
 講 師 大沢 真知子(日本女子大学教授)
 テーマ 「日本流ワーク・ライフ・バランス」
 ~新しい人事戦略で、企業価値を高める~

申込・お問い合わせ
 ☎ 900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 沖縄県観光商工部雇用労政課 労政福祉班
 電話: 098-866-2366 FAX: 098-866-2355



核世代再チャレンジ雇用支援事業

◎核世代再チャレンジ雇用奨励金◎

事業主の皆さん、まだ間に合います! 活用しませんか~!

受付中!

この事業は、ハローワークが紹介する40歳以上44歳以下(「核世代」)の求職者を事業主が短期間(原則3か月)試行的に雇用(「再チャレンジ雇用」)し、その間に、事業主と対象労働者とで、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行を支援する制度です。
 例えば・・・
 ○試験や履歴書、面接だけで判断しても不安
 ○業務の遂行能力はあるのか?
 ○就業規則等は守れるのか?

【奨励金の支給】 対象労働者1人につき月額5万円×最大3か月分

(予算に限りがありますので、実施出来ない場合がございます。ご了承下さい。)

◎合同就職説明会『適職フェア』◎

日程: 平成21年10月10日(土) 12:00~17:00

場所: 沖縄コンベンションセンター会議場

参加企業: 30社程度(概ね県内20社 県外10社程度)

対象者: 40代位までの求職者(学生は除く)(求職者の方は参加無料です!)

♪♪保育室及び各種相談コーナーあります♪♪

【お問い合わせ先】(財)雇用開発推進機構 TEL: 098-859-6140 FAX: 098-859-6220

URL: <http://www.empact.or.jp/empact.home.nsf>

(トピックの公募・イベント・講座情報をご覧下さい。)

・参加費 3万円(税別)
 ・正規、常用雇用を前提に採用を検討する県内外の企業

10月は「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です!!

退職金は中退共で

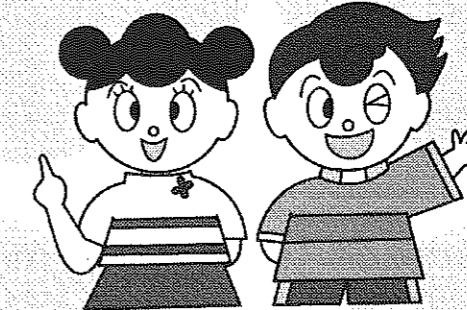
中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

国の掛金助成があります

- ★新規加入の事業主に対して、4か月目から1年間、従業員ごとに掛金の50%を(上限は5,000円)国がサポート
- ★掛金増額助成もあります

有利な特典

- ★事務手数料、管理費等は一切不要です
- ★掛金は全額非課税です
- ★退職金の積立不足が発生しないため、追加拠出は不要です



簡単管理

- ★掛金は、簡単な口座振替
- ★従業員ごとの納付状況や退職金額は毎年事業主にお知らせいたします
- ★社外積立型なので、企業に運用のリスクはありません

適格退職年金制度からの移行先です

- ★過年解約事業所の約半数が中退共に移行しています
- ★適格退職年金契約における従業員持分額の全額を引渡金額とすることがあります
- ★移行の際事務手数料はいただけません
- ★移行時に積立不足解消の必要はありません

●くわしくはホームページをご覧ください

中退共

検索



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部
 ちゅうさいしきじぎょう
 略称: 中退共

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
 TEL: 03-3436-0151(代表) FAX: 03-3436-0400

団体交渉と不当労働行為について

<相談内容>

私の会社では、最近経営状態が悪いため、社長から賃金体系を見直したいとの話がありました。私を含め何人かの社員が不安を感じ、話し合って労働組合を結成しました。先日、社長に対し、労働組合の結成を通知するとともに、今後の賃金体系について団体交渉を申し入れました。ところが、社長は、「多忙である」、「誰が組合に入ったのか。全員の名前を言え」などと繰り返すばかりで、団体交渉に応じようとはしません。約1ヶ月後、やっと団体交渉が行われたのですが、会社側を代表して出席した役員は「社長でないとわからない」と述べるばかりで交渉が進展しません。どのように対処すればよいでしょうか。

<相談回答>

労働組合は、組合員となる労働者の労働条件の維持、向上を図るために、使用者と話し合う（団体交渉）などの活動をする団体で、法律で保護されています。また、使用者が、労働組合との団体交渉を正当な理由なしに拒否することは、法律で禁止されています。

<ここがポイントです>

- 労働組合が労働条件の維持、改善を求めて使用者と行う話し合いを「団体交渉」といいます。使用者の中には、労働組合が結成されると、驚いて団体交渉を拒否したり、組合員名簿の提出を執拗に求めるなどの場合がありますが、労働組合としては、あくまで冷静に対処し、使用者に対して、組合結成の必要性や正当性を説明することが肝心であります。なお、結成通知や団体交渉申し込みの形式上の最低条件は、労働組合が結成されたことと代表者を明らかにすることであり、全組合員の氏名や組合規約を明らかにすることを義務づけられているものではありません。
- 労働組合が結成された直後は、労使とも不慣れなことから、感情的になりがちでありますが、冷静な態度で正常な話し合いの場をつくるよう心がけるべきであり、罵詈雑言を浴びせたり、誹謗中傷することは厳に慎むべきです。また、根拠のない曖昧な話をするのではなく、十分な資料を整えて交渉に臨むことが望ましい。また、団体交渉を行う前に、「日時」「場所」「出席者」「議題」等について労使で取り決めておくことが望ましい。このようなルールがないと、実質的な交渉に入る前に交渉の手続きをめぐって無用な混乱を招くおそれがあります。
- 労働組合法では、「使用者は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むことをしてはならない」と規定しており、団体交渉を「正当な理由」なく拒むことは、不当労働行為として法律で禁止されています。しかし、使用者が形式的に労働組合と面会していれば団体交渉を行ったことになるのではなく、労働組合の要求に対し、その内容を検討することもなく頭からはねつける、十分な説明や資料の提示をすることなく拒否回答をするなどの不誠実な団体交渉を行うことも、不当労働行為に当たります。また、使用者が何ら合理的な理由なく、交渉時間や交渉人員を一方的に制限したりすることも不当労働行為に当たる場合があります。

個別労働関係紛争あっせん制度について ～労使間のトラブルの解決をお手伝いします！～

今回は、当委員会の個別労働関係紛争あっせん制度についてご紹介します。

◆労働委員会の「個別労働関係紛争あっせん制度」をご存じですか？

個別労働関係紛争あっせん制度とは、労働者個人（正社員、パート社員、派遣社員など）と使用者の間で起きた労働条件等に関するトラブルについて、解決をお手伝いする制度です。

労働委員会の「あっせん」では、あっせん員が紛争当事者の間に入って双方の話を聴き、主張を整理するなどし、トラブル解決に向けて双方の合意点を探りながら、話し合いにより解決できるようお手伝いします。

あっせんは、「どちらが悪い」などと判断する場ではありませんので、労使双方が協力し、紛争を解決させようとする姿勢が必要となります。

あっせんの申請は、労働者個人、使用者のどちらからでもできます。



◆あっせんの対象となるのは、労働者個人と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争です。

対象となる紛争

- ・例えば、「突然、解雇を言い渡された」等の解雇問題
- ・賃金、賞与、労働時間、休日、休暇、昇給、配置転換、出向、退職手当に関する紛争
- ・いじめ等職場の環境に関する紛争 など

対象外となるのは、裁判所において確定、和解、調停が成立した紛争、国の機関であっせん中又はあっせんが成立した紛争、労働条件等に関するトラブル以外の個人的な紛争などです。

◆あっせんはどうに行われますか？

委員会に登録されているあっせん員候補者（委員を中心に構成）の中から、公益委員、労働者委員、使用者委員各1名のあっせん員が選ばれます。

あっせんでは、3名のあっせん員が当事者の話を聴きながら主張を確かめ、言い分を整理するなどして、労使双方の歩み寄りを促します。

あっせんの結果、当事者が合意に至ると解決となります。

しかし、これ以上あっせんを行っても解決の見込みがないと判断した場合は、打切りとなります。

また、申請者は、いつでもあっせんの申請を取り下げることができます。

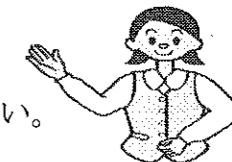
◆10月は「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間です。

今年の10月は、個別労働関係紛争処理制度の周知月間となっています。全国の労働委員会が連携し、共通のポスター・リーフレットを活用して制度の周知・広報活動等を全国的に実施します。

★☆事務局から一言☆★

労働委員会の手続は無料です。

申請・手続に関すること等は、どうぞお気軽にご相談ください。



お問い合わせ先



沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)			消費者物価指数				
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H17=100			
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国		
千人	人	千人	人	千人	%	人	人	人						
平成10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3		
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0		
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2		
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5		
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6		
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3		
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3		
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0		
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3		
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3		
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7		
20年 7月	33,393	282,733	11,798	91,676	53	7.9	31,407	11,723	0.37	2,207	103.1	102.4		
8月	33,335	282,763	11,799	87,846	49	7.4	30,575	11,051	0.36	1,877	103.4	102.7		
9月	33,280	282,422	11,847	91,362	47	7.2	30,727	10,883	0.35	2,160	103.4	102.7		
10月	33,251	280,956	11,876	92,465	52	8.0	31,636	10,988	0.35	2,315	103.1	102.6		
11月	33,245	280,903	11,929	95,235	51	7.7	30,195	9,740	0.32	1,617	102.3	101.7		
12月	33,217	282,736	11,972	92,245	48	7.2	28,851	8,770	0.30	1,409	102.3	101.3		
21年 1月	33,137	283,982	11,831	90,488	51	7.6	30,519	9,958	0.33	1,637	101.9	100.7		
2月	32,006	284,146	11,763	99,451	52	7.8	32,511	10,809	0.33	1,946	101.8	100.4		
3月	31,608	279,780	11,952	99,197	54	8.2	34,775	11,526	0.33	2,662	101.8	100.7		
4月	32,223	287,734	11,848	99,366	50	7.6	37,804	10,170	0.27	2,260	101.7	100.8		
5月	32,123	284,551	11,882	102,824	58	8.6	37,379	9,315	0.25	1,956	101.4	100.6		
6月	32,113	286,338	11,974	102,132	50	7.5	37,034	9,598	0.26	2,029	101.3	100.4		
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課					

項目 年月	労働時間の動き				賃金の動き							
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
20年 7月	159.2	155.5	146.3	147.6	12.9	7.9	441,373	318,554	301,144	247,972	140,229	70,582
8月	148.1	149.6	135.8	141.4	12.3	8.2	312,883	258,412	299,333	247,675	13,550	10,737
9月	152.0	151.5	139.3	144.0	12.7	7.5	303,940	246,717	299,625	245,990	4,315	727
10月	157.2	154.9	144.4	146.9	12.8	8.0	306,109	245,338	300,807	245,248	5,302	90
11月	152.0	147.0	139.5	139.3	12.5	7.7	326,431	249,869	299,510	245,924	26,921	3,945
12月	149.7	150.8	137.8	142.7	11.9	8.1	513,651	552,298	297,992	248,879	417,298	303,419
21年 1月	141.2	145.8	130.7	137.7	10.5	8.1	308,230	249,004	293,636	248,387	14,594	617
2月	143.5	149.1	133.4	138.2	10							